

3 明石市における総合的なこども支援

(1) 基本的な考え方

本市は「こどもを核としたまちづくり」を掲げ、「すべてのこどもたちを まちのみんなで こども目線で 本気で応援する」という理念の下、すべてのこどもを対象として、その一人ひとりにしっかりと寄り添い、行政も地域も一緒になって、まちのみんなですっきりと支えていくため、様々な施策を推進してきました。社会的養育もこの施策の一つであり、ほかのこども・子育て支援施策とつながりを持ちながら、更には、SDGs の理念を反映した、「いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで」という「SDGs 未来安心都市・明石」の方向性とも軌を一にしながら推進していく必要があります。

2019年(平成31年)4月の明石こどもセンター(市児童相談所)の設置により、虐待の予防から地域における早期の気づき、こどもの迅速な保護・支援、家庭復帰後の地域における支援に至るまで、市が一貫して実施できる体制となりました。また、全ての妊産婦、子育て世帯及びこどもを支援する「こども家庭センター」機能を、明石こどもセンター内に持たせる体制を整えます。そして、総合的なこども支援により、すべてのこどもが家庭のぬくもりを感じながら暮らすことができるまちづくりを目指していきます。

(2) 現行計画の達成見込み・要因分析等

① 市区町村の相談体制の整備に向けた取組について

2024年度(令和6年度)からは、改正児童福祉法の施行に伴い、子育て世代包括支援センター(母子保健機能)と子ども家庭総合支援拠点(児童福祉機能)を一体的に運営し、全ての妊産婦、子育て世帯及びこどもを支援する「こども家庭センター」機能を、明石こどもセンター内に持たせる体制を整え、十分な機能発揮に向けて母子保健部門との連携・協働を深めます。また、地域での生活を支えるため、サポートプランの作成や関係者による支援策検討臨時実務者会議を積極的に実施し、支援体制の強化を進めます。

また、明石こどもセンター職員を対象とした内部研修を実施し、児童相談所部門及び市区町村部門(要保護児童対策地域協議会)を担当する職員が互いの業務の理解を深め、センター職員全体として能力向上を図ります。

更に、ヤングケアラーの早期発見、支援についても、介護、医療、教育等の関係機関と更に連携を深めながら取り組みます。

② 市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた取組について

現行計画においては「すべてのこどもたちを まちのみんなで こども目線で 本気で応援する」という基本理念の下に、①こどもと子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり、②安心してこどもを産み育てることができる環境づくり、③

一人ひとりのこどもの心豊かな成長を育む環境づくりの3つの基本目標を掲げ、それに対応する各種施策を推進していくこととしています。また、地域におけるこども、子育て支援の体制強化として、児童家庭支援センターを設置し、在宅のこども・子育て家庭への支援や、施設・里親家庭からの家庭復帰支援の強化を図ることとしています。

現行計画を受けて、現在、本市では、明石こどもセンターが子ども家庭総合支援拠点となり、ショートステイ事業、養育支援訪問事業などの家庭支援事業を関係機関、地域の支援主体と連携しながら実施しています。また、児童家庭支援センターかりんを設置し、家庭へのアウトリーチ事業の実施や在宅指導措置の委託を行うことで在宅支援の強化を図っています。今後は、「こども家庭センター」機能を、明石こどもセンター内に持たせ、策定したサポートプランをもとにそれぞれの在宅家庭に最適な支援を実施できる体制を整えていきます。そして、こどもや家庭のニーズに応じて地域資源の開発をしていきます。

③ 児童家庭支援センターの機能強化に向けた取組について

これまで、現行計画に沿って、本市内に児童家庭支援センターかりんを設置し、アウトリーチ事業や電話相談、在宅支援や明石こどもセンターからの在宅指導措置等の委託を行ってきました。

今後も、児童家庭支援センターかりんへの家庭支援事業の委託や明石こどもセンターからの在宅指導措置の委託をすすめ、児童家庭支援センターかりんの専門性を活かした機能強化を図ります。

(3) 資源等に関する地域の現状

① 市区町村の相談支援体制の整備に向けた取組について（表7）

（単位：センター数・箇所、ケース数・件、実施回数・回/年）

	こども家庭センター数	サポートプラン策定体制の整備	内部研修の実施回数
資源の必要量等	1	支援サービスを利用している全ケース	6
現在の整備・取組状況等	1	40	5~6
整備すべき見込量等	0	200	6

② 市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた取組について

○子育て短期支援事業（以下、「ショートステイ事業」とする）

保護者が育児不安や疲れ、出産、病気などの理由で一時的にこどもの養育ができない場合に、児童福祉施設や里親家庭で養育保護を行う事業。泊まりで利用で

きるショートステイに加え、平日夜間や休日日中に預けられるトワイライトステイ、母子で過ごすことができる母子ショートステイを実施します。

<量の見込み>表8 ショートステイ事業 (単位:事業・人日、施設等・箇所)

	ショートステイ事業	事業委託する施設・里親・ファミリーホームの数
資源の必要量	1,600	105
現在の整備・取組状況	1,400	78
整備すべき見込量	200	27

○子育て世帯訪問支援事業

虐待リスク等の低減を目的として、育児による大きな負担が家庭にかかる前に、子育て家庭や妊婦がいる家庭に対し訪問支援員（ヘルパー）を派遣し、日常的な家事や育児等の支援を行います。

年度によって必要な資源の見込み量の多少の増減が見込まれますが、必要量を満たすように事業を実施していきます。

○養育支援訪問事業

育児による大きな負担が家庭にかかる前に、訪問による支援を実施する事業で、子育て訪問相談（看護師、臨床心理士、保育士などの専門職の訪問による相談や指導）を実施する。

<量の見込み>表9 養育支援訪問事業 (単位:人)

	訪問相談人数
資源の必要量	204
現在の整備・取組状況	156
整備すべき見込量	48

○親子関係形成支援事業

こどもとの関わり方や、子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通して、こどもの心身の発達に応じた情報提供、相談、助言を行います。また、保護者同士の交流を図り、相互に悩みや不安を共有したり、情報交換ができる場を設けます。これらにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。また、措置等により分離された親子の親子関係再構築にも取り組んでいきます。

<量の見込み>表 10 親子関係形成支援事業 (単位:人)

	明石こどもセンター実施分	子育て支援課実施分
資源の必要量	16	135
現在の整備・取組状況	8	117
整備すべき見込量	8	18

対象：要保護児童世帯、要支援児童世帯（こども支援課）
 子育てに悩みや不安を抱えている家庭（子育て支援課）

○支援策検討臨時実務者会議

要保護児童対策地域協議会（要対協）を構成する会議の一つである「支援策検討臨時実務者会議」では、事例に応じて庁内外や地域の関係者が集まり、情報共有、課題を共通認識し、支援策の検討や役割分担し、在宅生活を支えるため具体的な支援につなげています。

<量の見込み>表 11 支援策検討臨時実務者会議 (単位:回)

	実施回数
資源の必要量	60
現在の整備・取組状況	25
整備すべき見込量	35

③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組について(表 12)
 (単位:センター数・箇所、委託件数・件)

	児童家庭支援センター数	在宅指導措置委託件数
資源の必要量	1	5
現在の整備・取組状況	1	2
整備すべき見込量	0	3

(4) 資源の整備・取組方針等

① 市区町村の相談支援体制の整備に向けた取組について (表 13)

(単位:設置数・箇所、策定状況・件、実施回数・回)

	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
こども家庭センターの設置数	1	1	1	1	1
サポートプランの策定状況 (前年度からの増減)	120	140 (+20)	160 (+20)	180 (+20)	200 (+20)
職員研修の実施回数	6	6	6	6	6

② 市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた取組について

○ショートステイ事業 表 14

(単位:人日)

	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
資源の必要量	1,400	1,450	1,500	1,550	1,600
年度ごとの整備目標 (前年度からの増減)	1,400	1,450 (+50)	1,500 (+50)	1,550 (+50)	1,600 (+50)

<事業委託している施設・里親・ファミリーホーム等の数>表 15 (単位:箇所)

	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
資源の必要量	85	90	95	100	105
年度ごとの整備目標 (前年度からの増減)	85	90 (+5)	95 (+5)	100 (+5)	105 (+5)

○子育て世帯訪問支援事業 表 16

(単位:人)

	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
資源の必要量	4,466	4,458	4,463	4,469	4,448
年度ごとの整備目標	4,466	4,458	4,463	4,469	4,448
整備目標に対する過不足	(+0)	(+0)	(+0)	(+0)	(+0)

○養育支援訪問事業 表 17 (単位:人)

	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
資源の必要量	156	168	180	192	204
年度ごとの整備目標	156	168	180	192	204
整備目標に対する過不足	(+0)	(+0)	(+0)	(+0)	(+0)

○親子関係形成支援事業

明石こどもセンター実施分 表 18 (単位:人)

	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
資源の必要量	8	10	12	14	16
年度ごとの整備目標	8	10	12	14	16
整備目標に対する過不足	(+0)	(+0)	(+0)	(+0)	(+0)

子育て支援課実施分 表 19 (単位:人)

	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
資源の必要量	117	122	126	131	135
年度ごとの整備目標	117	122	126	131	135
整備目標に対する過不足	(+0)	(+0)	(+0)	(+0)	(+0)

○支援策検討臨時実務者会議 表 20 (単位:回)

	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
資源の必要量	28	36	44	52	60
年度ごとの整備目標	28	36	44	52	60
整備目標に対する過不足	(+0)	(+0)	(+0)	(+0)	(+0)

③ 児童家庭支援センターの機能強化に向けた取組 表 21

(単位:センター数・箇所、委託件数・件)

	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
児童家庭支援センター数 (前年度からの増減)	1 (+0)	1 (+0)	1 (+0)	1 (+0)	1 (+0)
在宅指導措置委託件数 (前年度からの増減)	2 (+0)	3 (+1)	4 (+1)	5 (+1)	5 (+0)

(5) 評価のための指標

本項目の取組状況の評価については、以下の指標により評価を行うこととし、この評価に基づいて後年度の計画に活かしていくものとします。

① 市区町村の相談支援体制の整備に向けた取組について

- ・ こども家庭センターの設置数
- ・ こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況
- ・ 要保護児童対策地域協議会における支援策検討臨時実務者会議の開催数
- ・ 内部研修の実施回数

② 市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた取組について

- ・ 第3期子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率
- ・ ショートステイ事業を委託している施設・里親・ファミリーホーム数

③ 児童家庭支援センターの機能強化に向けた取組について

- ・ 児童家庭支援センターの設置数、在宅指導措置委託件数と割合（分母：指導措置委託全件）

4 支援を必要とする妊婦等の支援に向けた取組

(1) 基本的な考え方

2023年度（令和5年度）まで、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の体制を確保し、安心・安全ですこやかな妊娠・出産、産後をサポートするため、母子保健部門（こども健康センター）において子育て世代包括支援センターを設置し、運営してきました。

2024年度（令和6年度）からは、改正児童福祉法の施行に伴い、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）を一体的に運営し、全ての妊産婦、子育て世帯及びこどもを支援する「こども家庭センター」機能を、明石こどもセンター内に持たせる体制を整えました。支援を必要とする妊産婦や子育て等における課題解決のために、当事者のニーズに沿ったサポートプランを作成し活用するなど、全ての妊産婦や子育て世帯、こどもへの切れ目のない対応、相談支援体制の連携強化を図ります。

特定妊婦の指標としては、出産の準備が困難である妊婦、心の問題がある妊婦、経済的に困窮している妊婦などがあげられますが、妊娠期から適切な養育環境を確保するため特定妊婦等を支援することは、児童虐待発生予防の観点から重要です。こども家庭センターとして母子保健部門と児童福祉部門との連携・協働を深め、両機能の専門性を十分に発揮することで支援体制の強化を目指します。

(2) 資源等に関する地域の現状

① 妊産婦等生活援助事業の体制整備について

家庭生活に困難が生じている特定妊婦や出産後の母子の支援を強化するため、一時的な住まいや食事の提供、相談及び助言、関係機関との連携等まで一貫的な支援を行うことを目的として「妊産婦等生活援助事業」が創設され、2024年度（令和6年度）より制度として位置づけられましたが、本市においては、必要性に応じて、県下等広域的に関係機関と連携し、安心して妊娠・出産できる支援体制を整えています。

② 助産施設・助産制度の体制整備と周知について

経済的課題を抱える妊婦の助産制度を担う助産施設は、市内に1箇所設置されており、常時2名の妊婦の受入れが可能であることから、現在の利用者数に対する施設の確保はできています。

また、対象の妊婦へは、福祉部門や妊婦の全数面談を行う母子保健部門等の庁内関係部署から制度の周知を行っており、個々の必要性に応じて適切な利用につなげています。

表 22 助産施設の利用者数 (単位：人)

年度	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)(見込)
利用者数	12	8	11	15	20

③ 母子保健と児童福祉の連携について

母子保健部門では、妊娠届出時に全ての妊婦に対して、保健師、助産師が面談を実施しています。

また、妊娠7～8か月児にも全ての妊婦を対象にアンケート調査を実施し、出産・育児についての支援を必要とする妊婦には、電話や訪問等で個別に支援を行っています。支援が必要な妊婦については、児童福祉部門と、母子保健部門間で、毎月連携会議を開催して情報共有を行っており、特定妊婦に指定した場合は要対協(要保護児童対策地域協議会)ケースとして台帳登載し、管理を行っています。

表 23 特定妊婦・要支援妊婦数等の推移 (単位：人)

年度	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)(見込)
妊娠届出数	2,646	2,598	2,615	2,555	2,650
転入妊婦数	228	211	264	243	300
妊婦面談数	2,866	2,785	2,890	2,805	2,950
特定妊婦数	26	22	15	26	20
要支援妊婦数	387	422	370	383	365

④ 母子保健事業による支援体制について

出産後は「新生児訪問事業」や「乳児家庭全戸訪問事業」により、母や子どもの心身の健康状態や養育状況を確認するとともに、産後ケア事業等のサービスを紹介し、必要なサービスにつながるように支援しています。

また、産後ケア事業として、出産後1年未満の産婦及び乳児を対象に、助産師等の専門職が沐浴や授乳指導、母子の健康チェック、育児に関する不安や悩みの相談等を行い、母体の身体的回復と心理的な安定を促進するなどの支援を行っています。

加えて、予期しない妊娠でとまどっている人からの相談を窓口や電話等で受けており、相談機関と連携し支援を行っています。また、市ホームページに「予期せぬ妊娠SOS相談事業」について掲載し、チラシや案内カードも設置するなど啓発を行い、安心して相談できる支援体制を整えています。

表 24 新生児訪問事業・乳児家庭全戸訪問事業の推移 (単位：件)

年度	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)(見込)
新生児訪問	1,489	1,724	2,231	2,518	2,550
全戸訪問	635	535	455	333	250

※2022年度（令和4年度）より集計方法を変更したため、件数増加。

表 25 産後ケア事業利用者の推移 (単位：宿泊・泊、デイサービス・訪問・回)

年度	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)(見込)
宿泊型	108	186	161	278	270
デイサービス型	56	154	250	563	650
訪問型	318	371	378	450	410

(3) 資源の整備・取組方針等

① 妊産婦等生活援助事業の体制整備について

本事業については、引き続き、既存事業（ショートステイやアウトリーチ等）を活用しながら、広域的に関係機関と連携した支援を行います。更に、実態調査・分析等を行い、妊娠期から出産後まで一貫した支援体制の強化に取り組めます。

② 助産施設・助産制度の体制整備と周知について

今後、制度利用者数が大幅に増加するなど状況に大きな変化がみられる場合には、新たな施設の設置等を検討していきます。

また、制度の周知については、引き続き、福祉部門や母子保健部門などの庁内関係部署と密に連携し、必要な妊婦の制度利用につなげていきます。

表 26 助産施設の利用者数 (単位：人)

年度	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
利用者数	20	20	20	20	20

③ 母子保健と児童福祉の連携について

特定妊婦や要支援妊婦に対しては、母子保健部門を中心にサポートプランを作成し、児童福祉部門と連携し支援していきます。

当事者のニーズに沿った支援方針を作成する過程で、支援対象者自身が自らの課題を理解し円滑に支援を受けられることや、関係者が支援内容等を共有し効果的な支援を実施することなどの効果が期待されるため、積極的なサポートプラン

の活用を目指します。また、こども家庭センターとして母子保健と児童福祉の一体的な機能を発揮することにより、支援体制の強化に取り組みます。

表 27 特定妊婦に対するサポートプラン作成計画 (単位:人)

年度	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
特定妊婦 見込み数	20	20	20	20	20
サポートプラン 作成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 28 要支援妊婦に対するサポートプラン作成計画 (単位:妊婦・人、作成数・件)

年度	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
要支援妊婦 見込み数	380	380	380	380	380
サポートプラン 作成数	20	20	20	20	20

④ 母子保健事業による支援体制について

妊婦面談、妊娠期のアンケートや新生児訪問事業等により、出産や育児に不安や悩みを抱える人を早期に把握し、必要な支援につなげていくよう努めていきます。また産後ケア事業の充実など、安心して子育てできる体制づくりに取り組みます。

(4) 評価のための指標

本項目の取組状況の評価については、以下の指標により評価を行うこととし、この評価に基づいて後年度の計画に活かしていくものとします。

- ・助産制度の利用者数
- ・特定妊婦等に対するサポートプラン作成率及び作成数

5 各年度における代替養育を必要とするこども数等の見込み

(1) 本市における代替養育を必要とするこどもの現状

① 本市のこども人口に占める代替養育を必要とするこども数の推移

(毎年度4月1日現在)

本市のこどものうち、様々な事情により家庭で暮らすことができず、乳児院、児童養護施設又は里親・ファミリーホームで暮らしているこどもは、以下の表のとおりで、2024年(令和6年)4月1日現在では62人おり、こども人口に占める割合は、0.121%となっています。

表 29 代替養育を必要とするこども数の推移 (単位:人)

年度	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
代替養育こども数 A	75	71	71	66	62
18歳未満人口 B	50,015	50,022	50,512	50,941	51,429
割合 C(A/B)	0.150%	0.142%	0.141%	0.130%	0.121%

※18歳未満人口は毎年度4月1日現在の住民基本台帳人口

② 施設・里親家庭で暮らす本市のこどもの状況(2024年(令和6年)4月1日現在)

年齢区分(3歳未満・3歳から就学前・学童期以降)別、施設種別の代替養育を必要とするこども数及びそれら区分ごとの割合は表 30 及び表 31 のとおりです。代替養育を必要とするこどものうち、里親家庭・ファミリーホーム(FH)で暮らしているこどもの割合を里親等委託率といいます。本市では全年齢区分計で23人のこどもが里親家庭・ファミリーホームで暮らしており、里親等委託率は37.1%となっています。

表 30 代替養育を必要とするこども数 (単位:人)

	乳児院	児童養護 施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	2	0	1	1	0	3
3歳~就学前	1	3	1	1	0	5
学童期以降	0	33	21	15	6	54
合計	3	36	23	17	6	62

表 31 措置・委託率

	乳児院	児童養護 施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	66.7%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	100.0%
3歳～就学前	20.0%	60.0%	20.0%	20.0%	0.0%	100.0%
学童期以降	0.0%	61.1%	38.9%	27.8%	11.1%	100.0%
合計	4.8%	58.1%	37.1%	27.4%	9.7%	100.0%

(2) 代替養育を必要とするこども数の見込み

本市のこれまでのこども人口に占める代替養育を必要とするこども数の割合、18歳未満人口の割合を基に、代替養育を必要とするこども数を見込みます。

各年度において、代替養育を必要とするこども数に変動がみられることから、過去5年間の本市における代替養育を必要とするこども数の割合の平均値(0.137%)と第3期子ども・子育て支援事業計画において見込む18歳未満人口から、計画最終年度における本市の代替養育を必要とするこども数を73人と見込みます。

【再掲】表 29 代替養育を必要とするこども数の推移 (単位:人)

年度	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
代替養育こども数A	75	71	71	66	62
18歳未満人口 B	50,015	50,022	50,512	50,941	51,429
割合 C(A/B)	0.150%	0.142%	0.141%	0.130%	0.121%

※18歳未満人口は毎年度4月1日現在の住民基本台帳人口

表 32 代替養育を必要とするこども数の見込み (単位:人)

年度	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
代替養育こども数A	71	71	72	72	73
18歳未満人口 B	51,811	52,180	52,550	52,850	53,182
割合 C(A/B)	0.137%	0.137%	0.137%	0.137%	0.137%

(3) 里親養育を必要とするこども数及び里親等委託率の見込み

① 施設入所期間に着目して望ましい措置・委託先を検討した場合

2024年(令和6年)4月1日現在、乳児院又は児童養護施設で暮らしているこどものうち、次のアからエのいずれかに該当するこどもについては、里親委託を検討すべきこどもとします。当該こどもがすべて里親委託された場合の年齢区分別・施設等種類別の分布率に基づき、里親養育を必要とするこども数及び里親等委託率(代替養育を必要とするこどものうち、里親・ファミリーホーム(FH)に委託されるこども数の割合。以下同じ。)を推計すると、表33及び表34のとおりとなり、里親等委託率は、全年齢区分計で82.2%となります(算出過程はp58の資料1参照)。

ア 乳児院に半年以上措置されている乳幼児(3歳未満のこども)

イ 児童養護施設に入所するこどもで乳児院から措置変更された乳幼児

ウ 児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児

エ 児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降のこども

表33 年齢区分別・施設等種類別のこども数の見込み

(単位:人)

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	1	0	2	2	0	3
3歳~就学前	1	0	5	5	0	6
学童期以降	0	11	53	46	7	64
合計	2	11	60	53	7	73

表34 年齢区分別の里親等委託率(推計)(表33に対応)

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	33.3%	0.0%	66.7%	66.7%	0.0%	100.0%
3歳~就学前	16.7%	0.0%	83.3%	83.3%	0.0%	100.0%
学童期以降	0.0%	17.2%	82.8%	71.9%	10.9%	100.0%
合計	2.7%	15.1%	82.2%	72.6%	9.6%	100.0%

② こどものケアニーズに着目して望ましい措置・委託先を検討した場合

2024年（令和6年）4月1日現在、乳児院又は児童養護施設で暮らしているこどもについて、次のアからキのいずれのケアニーズに該当するかを検討します。この場合、「キ ア～カのいずれにも該当せず、里親委託を検討する必要がある」に該当するこどもがすべて里親委託された場合の年齢区分別・施設等種類別の分布率に基づき、里親養育を必要とするこども数及び里親等委託率を推計すると表35及び表36のとおりとなり、里親等委託率は、全年齢区分計で48.0%となります（算出過程はp60の資料2参照）。

ア こども自身が里親委託を望んでいないので施設でのケアが適切と考えられる

イ 発達上の支援課題（障害等）を考慮すると施設でのケアが適切と考えられる

ウ 医療的ケア上の課題を考慮すると施設でのケアが適切と考えられる

エ 心理的課題（家庭環境への拒否等）を考慮すると施設でのケアが適切と考えられる

オ 家庭復帰を予定しているため里親委託に変更するよりは、引き続き施設でのケアが適切と考えられる

カ ア～オ以外の理由により施設でのケアが適切と考えられる

キ ア～カのいずれにも該当せず、里親委託を検討する必要がある

表 35 年齢区分別・施設等種類別のこども数の見込み (単位:人)

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	2	0	1	1	0	3
3歳～就学前	1	4	1	1	0	6
学童期以降	0	31	33	26	7	64
合計	3	35	35	28	7	73

表 36 年齢区分別の里親等委託率（推計）（表35に対応）

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	66.7%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	100.0%
3歳～就学前	16.7%	66.6%	16.7%	16.7%	0.0%	100.0%
学童期以降	0.0%	48.4%	51.6%	40.6%	11.0%	100.0%
合計	4.1%	47.9%	48.0%	38.4%	9.6%	100.0%

(4) 今後目標とする里親等委託率

前述(3)のとおり、①施設入所期間に着目した場合と、②こどものケアニーズに着目した場合の2通りの考え方で、里親養育を必要とするこども数及び里親等委託率を見込みましたが、実際に措置・委託先を検討するに当たっては、こどもの施設入所期間も1つの検討要素となるものの、こども一人ひとりにとって望ましい養育環境は、こどもの思い、状況、特性に応じて個別に判断されるべきであることから、②こどものケアニーズに着目した推計を指標として、今後里親家庭の確保や里親委託の推進を図っていくこととします。

ただし、就学前の時期については、愛着形成の上で特に重要な時期であり、学童期以降のこどもと比べ、家庭環境への拒否感を持ちづらいつと考えられることから、推計上の里親等委託率に関わらず、すべてのこどもを里親家庭に委託できることを目標に、また、学童期以降のこどもを含めた全年齢区分において、2020年(令和2年)の策定時に設定した里親等委託率と同等の数値を目標に設定し、里親家庭の確保・養育力の向上に力強く取り組んでいくこととします。

表 37 ケアニーズを考慮しつつ、就学前のすべてのこどもを里親委託した場合の年齢区分別・施設等種類別のこども数の見込み (単位：人)

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	0	0	3	3	0	3
3歳～就学前	0	0	6	6	0	6
学童期以降	0	19	45	38	7	64
合計	0	19	54	47	7	73

表 38 年齢区分別の里親等委託率(推計)(表37に対応)

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%
3歳～就学前	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%
学童期以降	0.0%	29.7%	70.3%	59.3%	11.0%	100.0%
合計	0.0%	26.0%	74.0%	64.4%	9.6%	100.0%

(5) ショートステイ事業を利用することどもの見込み

こどもの保護者が出産、急病、仕事、育児疲れなどの理由で一時的に養育ができない場合に、里親・ファミリーホーム、乳児院又は児童養護施設でこどもを受け入れ、短期間養育する事業として、ショートステイ事業があります。ショートステイ事業は、ショートステイとトワイライトステイの2種類の受け入れ形態があり、ショートステイは宿泊を伴い、1回の利用につき原則7日以内、1年間につき28日を限度に受け入れを行い、トワイライトステイは平日の夜間、休日等に保護者が不在となる数時間受け入れを行います。

今後、里親家庭の確保等、社会的養育の体制を整備していく上で、ショートステイ事業において短期間の養育が必要となるこども数にも留意する必要があります。

表39のとおり、ショートステイ事業の利用延日数（人日）は新型コロナウイルス感染症の影響で一時的な落ち込みはあるものの年々増加し、約70%を里親家庭で受け入れている状況です。

また、この傾向等を踏まえ、第3期子ども・子育て支援事業計画においては、計画最終年度である2029年度（令和11年度）では、利用ニーズ（量の見込み）を年間1,600人日と見込んでいます。

表39 ショートステイ事業の利用延日数 (単位：人日)

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)(見込)
2歳未満	31	75	141	135	192
(うち里親)	26 (83.9%)	59 (78.7%)	108 (76.6%)	61 (45.2%)	117 (60.9%)
2歳以上	441	746	761	981	1,133
(うち里親)	312 (70.7%)	541 (72.5%)	543 (71.4%)	652 (66.5%)	782 (69.0%)
合計	472	821	902	1116	1,325
(うち里親)	338 (71.6%)	600 (73.1%)	651 (72.2%)	713 (63.9%)	899 (67.8%)

表40 ショートステイ事業の量の見込み及び確保方策 (単位：人日)

	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
量の見込み	1,400	1,450	1,500	1,550	1,600
確保方策	1,400	1,450	1,500	1,550	1,600